

＜顧客情報取扱いにおける行動規範＞

1. 生命保険事業の特性および社会的責任に鑑み、顧客情報の取扱いには万全を期する。

生命保険事業は、多様な顧客情報を必要とするが、同時にきわめて公共性の高い事業である。このため、顧客情報の取扱いには万全を期し、情報の保護においても社会的信頼の維持・向上に努める。

2. 個人情報については、とくにプライバシー保護に留意し、厳格な取扱いに努める。

生命保険会社の保有する個人情報には、医的情報をはじめとしてプライバシーの根幹をなすものが多く、その取扱いにはとくに慎重でなければならない。情報の保護に対する顧客の信頼は、生命保険事業を進める上での大前提である。

3. 企業・団体の情報については、個人情報と同じく、その重要性に十分配慮し、厳格な取扱いに努める。

企業・団体等の情報は、当該企業・団体の重要事項に属するものが多く、個人情報と同様、厳格な取扱いに努めることが必要である。

4. 業務の変化・多様化および情報化社会の進展をふまえ、情報の保護体制の充実を図る。

商品・サービスの多様化・高度化、生命保険会社の業務の多様化により、情報の質・量が大きく変化するとともに、その活用も多岐にわたっている。また、情報化社会の進展が、これをさらに加速している。社内規則等をはじめ情報の保護体制も、これらに対応し随時充実していく。

5. 業務のすべての分野において、情報の取扱いに対する重要性についての認識を深める。

業務の各分野において、とくに情報の直接取扱者は、常に強い自覚を持つことが必要であり、職員教育の充実等により、情報の保護に対する責任意識の徹底を図る。

以 上